

日本生理学会理事選挙規則

平成 25 年 4 月 1 日施行

平成 26 年 3 月 18 日改正

平成 27 年 3 月改正

1. (規則の適用範囲)

この規則は、一般社団法人日本生理学会定款に基づき本学会理事の選挙及び選任に関する事項を定める。

2. (選挙の執行者)

選挙執行者は本学会理事長とする。

3. (選挙の管理者)

選挙管理は選挙管理委員会が行う。

4. (地区別理事の定数及び改選数)

1) 地区別理事の定数は別に定める。

2) 地区別理事の任期を 2 期(4 年間)までとし、その約半数を 2 年ごとに改選する。

5. (被選挙人及び選挙人)

1) 被選挙人は、各地区に所属する評議員のうち選挙時を含む年度の会費納入者全員とする。
ただし、現に理事である者と、選任が予定される日に満 65 歳以上の者を除く。

2) 選挙人は、各地区に所属する評議員のうち選挙時を含む年度の会費納入者全員とする。

3) 選挙が 1～3 月に行われる場合は、前 2 項のうち、「選挙時を含む年度の会費納入者」を「選挙時の前年度の会費納入者」と読み換える。

6. (選挙の手続き)

1) 選挙管理委員会は、理事長の命により選挙の手続きを開始する。

2) 選挙管理委員会は会員委員会と連携して、地区別被選挙人及び選挙人の名簿を作成する。

3) 選挙管理委員会は、選挙実施通知、投票依頼とともに被選挙人名簿を選挙人に送付する。

4) 各地区の選挙人は、所属地区の改選数以内の被選挙人に投票することができる。

5) 同一選挙人が同一被選挙人に重複投票した場合は無効とする。

6) 同一選挙人が所属地区の改選数を越えて投票した場合は無効とする。

7) 選挙実施通知、投票依頼及び名簿の送付、並びに投票は、郵便またはインターネットによって行うこととし、その方法は選挙管理委員会が決定する。

8) 投票は郵便投票の場合は無記名とし、電子投票の場合は投票者を同定不可能にする処理を施した後に開票するものとする。

9) その他必要な事項は選挙管理委員会が定める。

7. (選任の手続き)

1) 各地区における得票数順位に従い、当該地区改選数の被選挙人を当選者とする。得票数が同数の場合は、本学会入会の早い被選挙人を優先し、入会順が同じ場合は年齢の高い被選挙人を優先して順位を決定する。

2) 選挙管理委員会は投票結果を理事長に報告する。

3) 理事長は当選者に当選を通知し、理事就任の受諾を確認する。当選者が理事就任を受諾しない場合は当該地区の次点者を繰り上げ、同じ手続きを行う。次々点者以下の繰り上げが必要となった場合も同じとする。

4) 選挙管理委員会の報告に基づき、社員総会の議により理事を選任する。

5) 選挙管理委員会は、投票結果を次期理事選挙の開始まで保存する。

6) 地区別理事に欠員を生じた場合は、理事会の議により直近の選挙における当該地区の次点者をもってこれに当てることができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。次々点者以下の繰り上げが必要となった場合も同じとする。

7) 地区別理事が理事長または副理事長に選任された場合は、当該地区の欠員とみなし、前項を適用する。

8) 理事会は必要に応じて特別枠の理事若干名および国際学会枠の理事若干名を推薦し、社員総会の議により選任することができる。特別枠理事、国際学会枠理事の選出方法は別に定める。

9) 選任された理事の氏名は日本生理学雑誌及び本会ホームページ上に公示する。

10) 選任された地区別理事が任期途中でその所属地区を変更した場合は、2年ごとの改選期までその任を継続する。

8. (規則の改正)

本規則の改正は、理事会の議を経て社員総会により行う。

日本生理学会地区別理事定数に関する附則

平成 25 年 4 月 1 日施行

1. この附則は一般社団法人日本生理学会理事の地区別定数を定める。
2. 全国を 8 地区に分け、各地区の評議員数に基づき定数を下表の通りとする。

| 理事の選出区分 | 定数（計 29 名） |
|-------------------|------------|
| 北海道地区 | 2 名 |
| 東北地区 | 2 名 |
| 関東地区（新潟を含む・東京を除く） | 5 名 |
| 東京地区 | 5 名 |
| 中部地区 | 5 名 |
| 近畿地区 | 4 名 |
| 中国四国地区 | 3 名 |
| 九州地区 | 3 名 |

3. 地区別理事選挙における評議員の所属地区は以下により定め、ABC 順に優先する。
 - A. 現に所属する国内教育研究機関・企業等（複数の機関に所属する場合はその主たるもの）の所在地区
 - B. 過去に所属した国内教育研究機関・企業等（同上）の所在地区
 - C. 現に共同研究等を行っている国内教育研究機関・企業等の所在地区
 - D. 過去に共同研究等を行った国内教育研究機関・企業等の所在地区
 - E. 現在の国内居住地の所在地区
 - F. 過去の国内居住地の所在地区
 - G. 国内の最終卒業学校の所在地区
4. 本附則の変更は、理事会の議を経て社員総会により行う。

附則 2. 別表 地区一覽

| 分類 | N0 | 都道府県 |
|-----|-----|------|
| 北海道 | 1 | 北海道 |
| 東北 | 2 | 青森県 |
| | 3 | 岩手県 |
| | 4 | 宮城県 |
| | 5 | 秋田県 |
| | 6 | 山形県 |
| | 7 | 福島県 |
| 関東 | 8 | 茨城県 |
| | 9 | 栃木県 |
| | 10 | 群馬県 |
| | 11 | 埼玉県 |
| | 12 | 千葉県 |
| | 14 | 神奈川県 |
| 16 | 新潟県 | |
| 東京 | 13 | 東京都 |
| 中部 | 15 | 山梨県 |
| | 17 | 富山県 |
| | 18 | 石川県 |
| | 19 | 福井県 |
| | 20 | 長野県 |
| | 21 | 岐阜県 |
| | 22 | 静岡県 |
| | 23 | 愛知県 |
| 24 | 三重県 | |

| 分類 | N0 | 都道府県 |
|------|-----|------|
| 近畿 | 25 | 滋賀県 |
| | 26 | 京都府 |
| | 27 | 大阪府 |
| | 28 | 兵庫県 |
| | 29 | 奈良県 |
| | 30 | 和歌山県 |
| 中国四国 | 31 | 鳥取県 |
| | 32 | 島根県 |
| | 33 | 岡山県 |
| | 34 | 広島県 |
| | 35 | 山口県 |
| | 36 | 徳島県 |
| | 37 | 香川県 |
| | 38 | 愛媛県 |
| | 39 | 高知県 |
| | 九州 | 40 |
| 41 | | 佐賀県 |
| 42 | | 長崎県 |
| 43 | | 熊本県 |
| 44 | | 大分県 |
| 45 | | 宮崎県 |
| 46 | | 鹿児島県 |
| 47 | 沖縄県 | |
| (なし) | 0 | (不明) |
| | 48 | その他 |